

❖ 推進会議の設置

推進計画に基づく施策を推進する組織として、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」を設置します。

※「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」「羽村市防犯、交通安全及び火災予防を推進する計画」は、生活安全課窓口・市役所1階市政情報コーナー・図書館・市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 生活安全課交通・防犯係

羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議推進員の公募

市が設置する「羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議」の推進員を募集します。ぜひ、応募してください。

応募資格 18歳以上の市内在住の方で、防犯、交通事故、火災予防の観点から地域の安全について考えてみたい、あるいは既にそのような活動に携わっている方
※他の委員会や懇談会などで活動中の方は、応募を遠慮してください。

募集人員 5人以内

任期 2年間

開催日時 平日昼間（2時間程度）

報酬 1回2500円

応募方法 4月30日（木）（必着）までに、次のテーマについての考えを400～800字程度にまとめ、

「住所・氏名・年齢・職業・電話番号」を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接生活安全課へ※作文の様式は問いません。

テーマ 羽村市を犯罪、交通事故、火災のないまちにするために

※犯罪、交通事故、火災どれか一つにテーマを絞っていただいてもかまいません。

選考方法 作文を基に審査し、決定します。

※作文は非公開とし、後日返却します。

※選考結果は、応募者全員にお知らせします。

応募先・問合せ 羽村市生活安全課交通・防犯係

〒205-8601（住所記載不要） FAX 554-2921 ☎ s106000@city.hamura.tokyo.jp

羽村市障害者計画及び第2期障害福祉計画を策定しました

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」の2つの計画を一体的な計画として策定しました。

計画では、市の障害者福祉の基本理念や基本目標を定め、基本目標についての現状と課題の分析を行うとともに、第1期計画（平成18～20年度）として策定した障害福祉計画の現状や課題を踏まえつつ見直しを図り、計画を推進するための施策の方向をまとめました。

【計画の概要】

❖ 基本理念

障害のある人をはじめとして、すべての人が安心

して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた総合的な支援を推進するため、「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念としています。

❖ 基本目標

基本理念を実現していくために、「安心してサービスを利用できるしくみづくり」「自立を支援する基盤づくり」「育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり」「支えあい安心して生活できるまちづくり」の基本目標を設定しています。

❖ 施策の体系と具体的な展開

基本目標について現状と課題の分析を行い、計画

を推進するための施策の方向をまとめました。

❖ 障害福祉計画の整備目標と方策

第1期障害福祉計画の現状の把握、地域における課題などを踏まえ、第2期障害福祉計画としてサービス見込量や方策を定めました。

※「羽村市障害者計画及び第2期障害福祉計画」は、障害福祉課窓口・市役所1階市政情報コーナー・図書館・市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

羽村市高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画を策定しました

市では、老人福祉法および介護保険法に基づき、高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的な計画として策定しました。

【計画の概要】

※基本理念

高齢の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けることを目指し、これまでの取組みを踏まえ、「高齢者の自立と尊厳の保持」「健康で生きがいのある生活の実現」「地域で支えあい・共に暮らす社会の実現」を新たな基本理念としています。

※基本目標

基本理念の実現に向けて、基本的な視点を踏まえ計画を推進するために、「生涯現役に向けた環境づくり」「地域における総合的な支援体制づくり」「介護保険サービスの基盤づくり」「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」の4つの基本目標を設定しています。

※施策の体系と展開

高齢の方の現状と課題の分析を行い、計画を推進するための具体的な取組みをまとめました。

※「羽村市高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画」は、高齢福祉介護課窓口・市役所1階市政情報コーナー・図書館・市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

● ● 介護保険料が決まりました ● ●

介護保険料は3年ごとに見直します。平成21年度は見直しの年にあたることから、「羽村市高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画」の策定に基づき、今後3年間でどのような介護サービスがどのくらい必要となるのかを判断し、見直しを行いました。

平成21～23年度の3年間、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は次のとおりです。

- 所得水準の低い被保険者の負担を軽減するとともに、中間所得層の被保険者への負担を据え置くなど、より所得水準に配慮した保険料へ改めました。
- 保険料を算出するにあたり、「介護給付費準備基金」と「介護従事者処遇改善臨時特例基金（※）」を繰り入れ、基準額は現行保険料48,000円と同額としました。

（※）介護従事者処遇改善臨時特例基金…介護従事者処遇改善に係る介護報酬改定（プラス3%）に伴う保険料上昇分を軽減するための国からの交付金。平成21年度は改定による上昇分の全額、平成22年度は改定による上昇分の半額を軽減します。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係

所得段階区分		計算方法	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額 ×0.45	21,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	21,600円
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.70	33,600円
特例第4段階	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.83	39,800円
第4段階	世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、特例第4段階に該当しない方	基準額	48,000円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.08	51,800円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	60,000円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.50	72,000円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.55	74,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 ×1.60	76,800円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×1.65	79,200円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×1.70	81,600円

国民健康保険税の賦課限度額が変わります

平成21年度から、国民健康保険税医療分の賦課限度額が次のように変わります。

○ 現行 44 万円 ↓ 改定後 47 万円

※ 所得割税率や均等割額の変更はありません。

■ 年金からの特別徴収

次に該当する年金受給者の方は、原則として、年金からの引落としとなる「特別徴収」により国民健康保険税を納めていただきます。

※ 世帯主が平成21年度中に75歳となる方、これまで口座振替で国民健康保険税を納めている方は、特別徴収の対象となります。

特別徴収に該当する方

世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（社会保険や長寿医療制度に加入している世帯主を除く）で、次の要件をすべて満たす方

- ① 年金支給額が年額18万円以上の方
- ② 国民健康保険税と介護保険料との合算額が年金支給額の2分の1を超えていない方

■ 口座振替を利用できます

金融機関で口座振替の手続きを済ませ、口座振替依頼書の本人控えと国民健康保険税納付方法変更申出書を保険年金課へ提出することで、特別徴収（年金からの引落とし）から口座振替へ変更することができます。

※ 特別徴収が停止するまでに3か月程度かかるため、申し出をいただいても、直近に支給される年金から国民健康保険税が引き落とされる場合があります。

※ 国民健康保険に加入している世帯主が64歳未満の場合で特別徴収を希望しない方は、口座振替の手続きをすること、65歳になっても特別徴収の対象となります。口座振替の手続きをするだけで、保険年金課へ申し出る必要はありません。

手続きに必要なもの

- ① 口座振替依頼書の本人控え
- ② 印鑑

③ 国民健康保険税納付方法変更申出書
※ 変更申出書は、保険年金課窓口で配付しています。

問合せ 保険年金課保険係

狂犬病予防定期集合注射

犬の登録と狂犬病予防注射は、狂犬病予防法で義務付けられています。
飼い主は必ず市に犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けさせてください。

一年に一度、
忘れずに！

▶ 予防注射日程（雨天実施）

実施日	会 場	受付時間	実施日	会 場	受付時間
4 月 16 日(木)	東会館	午前 9 時 50 分～10 時 25 分	4 月 17 日(金)	三矢会館	午前 9 時 50 分～10 時 35 分
	中央館	午前 10 時 40 分～11 時 05 分		神明台会館	午前 10 時 50 分～11 時 15 分
	美原会館	午前 11 時 20 分～正午		川崎会館	午前 11 時 30 分～正午
	西部地域備蓄倉庫	午後 1 時 10 分～1 時 35 分		緑ヶ丘第二会館	午後 1 時 10 分～1 時 35 分
	栄会館	午後 1 時 50 分～2 時 45 分		羽村市役所	午後 1 時 55 分～2 時 50 分

▶ 手数料

登録済みの場合 3,550 円（予防注射 3,000 円、注射済票 550 円）

※ 3 月中に市が送付した「狂犬病予防注射済票交付申請書」（水色）を持参してください。

登録する場合 6,550 円（登録料 3,000 円、予防注射 3,000 円、注射済票 550 円）

注意事項

- 受付時間を守ってください。
- 生後 3 か月未満の犬および 2 週間以内に人を噛んだ犬は、予防注射ができません。

- 事故防止のため、首輪をしっかりと締め、綱（リード）は短めにし、犬を制御できる大人が連れてきてください。
- 犬の体は清潔にし、フンは持ち帰ってください。
- 事前に送付した問診票に必要事項を記入し、持参してください。
- 犬が病気・妊娠中などの場合は、必ず注射前に獣医師に申し出てください。

問合せ 環境保全課環境保全係